

平成19年第1回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成19年3月6日 午前10時00分 開会
午後 2時41分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

- | | | |
|------------|-----------|----------|
| 3. 出席議員18名 | 1番 山下和弥 | 2番 朝岡佐一郎 |
| | 3番 西井 覺 | 4番 藤井本 浩 |
| | 5番 吉村優子 | 6番 阿古和彦 |
| | 7番 川辺順一 | 8番 川西茂一 |
| | 9番 寺田惣一 | 10番 下村正樹 |
| | 11番 岡島辰雄 | 12番 野志 昭 |
| | 13番 西川弥三郎 | 14番 南 要 |
| | 15番 亀井一二三 | 16番 高井悦子 |
| | 17番 白石栄一 | 18番 石井文司 |

欠席議員 0 名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	吉川義彦	助役	岡本吉司
収入役	吉田新之助	教育長	認谷裕彦
特別参与	安川義雄	企画部長	吉川弘明
総務部長	大武勇吉	都市整備部長	清村好伸
産業建設部長	石田勝朗	市民生活部長	杉岡富美雄
保健福祉部長	田宮久好	教育部長	宮西清
水道局長	西川正一	消防長	北川武雄

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 飯田孝彦 書記 中嶋卓也
書記 井上理恵

6. 会議録署名議員 3番 西井 覚 16番 高井悦子

- ## 7. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について

日程第3	報第1号	葛城市土地開発公社の経営状況の報告について
日程第4	報第2号	葛城市国民保護計画の作成の報告について
日程第5	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (平成18年度葛城市一般会計補正予算(第3号)について)
日程第6	議第1号	葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
日程第7	議第2号	葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて
日程第8	議第3号	葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
日程第9	議第4号	葛城市職員の旅費に関する条例の一部を改正することについて
日程第10	議第5号	葛城市保育所条例の一部を改正することについて
日程第11	議第6号	葛城市いきいきセンター条例の一部を改正することについて
日程第12	議第7号	土地改良事業の施行について
日程第13	議第8号	平成18年度葛城市一般会計補正予算(第4号)の議決について
日程第14	議第9号	平成18年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議決について
日程第15	議第10号	平成18年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第2号)の議決について
日程第16	議第11号	平成18年度葛城市下水道事業特別会計補正予算(第4号)の議決について
日程第17	議第12号	平成18年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第2号)の議決について
日程第18	議第13号	平成19年度葛城市一般会計予算の議決について
日程第19	議第14号	平成19年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
日程第20	議第15号	平成19年度葛城市老人保健特別会計予算の議決について
日程第21	議第16号	平成19年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
日程第22	議第17号	平成19年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
日程第23	議第18号	平成19年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
日程第24	議第19号	平成19年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
日程第25	議第20号	平成19年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
日程第26	議第21号	平成19年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
日程第27	議第22号	平成19年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午前１０時００分

野志議長 ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、平成19年第１回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、平成19年第１回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

今定例会は平成19年度予算を含む、多くの重要案件を提出するわけですが、どうか皆様方の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますようお願い申し上げます。

ここでご報告申し上げます。本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第３から日程第27までの25議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

次に、監査委員から、定期監査並びに例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付しております報告書により、ご了承お願いいたします。

次に、今回提出されました意見書案等につきましては、お手元に配付の会議日程の欄外に記載しておりますので、ご了承お願いいたします。

以上で報告を終わります。

ここで、吉川市長から、招集者としてのあいさつを願うことにいたします。

市長。

吉川市長 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、葛城市議会平成19年第１回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員皆様には、公私とも何かとご多用の中、全員の出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会に付議をいたします案件は、葛城市土地開発公社の経営状況についてほか、平成19年度葛城市一般会計予算等、25件でございます。

提案の都度、説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単でございますけれども、開会に当たりましてのごあいさつとしたいと思います。本日はどうもご苦労さんでございます。

野志議長 これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、３番、西井 覚君、16番、高井悦子君を指名いたします。

次に、日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、審議日程、審議方法について議会運営委員会で協議願っておりますので、運営委員長から報告お願いいたします。

６番、阿古和彦君。

阿古議会運営委員長 皆さん、おはようございます。平成19年第１回葛城市議会定例会に当たり、去る２月26日に議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、そ

の結果についてご報告いたします。

まず、議事日程及び審議方法でございます。日程第3、報第1号及び日程第4、報第2号につきましては、報告案件でございます。1議案ごと上程し、その内容説明を受け、質疑を行います。

次に、日程第5、承認第1号につきましては、専決処分の承認でございます。上程し、その内容説明を受け、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決までいたします。ここで、次の日程に入る前に、市長より、平成19年度の施政方針を受けます。

次に、日程第6、議第1号から日程第17、議第12号までの12議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑まで行い、各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、総務文教常任委員会には議第1号から議第4号、議第8号、議第12号の6議案を、民生水道常任委員会には議第5号、議第6号、議第9号、議第10号の4議案を、都市産業常任委員会には議第7号、議第11号の2議案を、それぞれ付託いたします。

次に、日程第18、議第13号から日程第27、議第22号までの新年度予算10議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑まで行い、予算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。なお、定数は9名とし、委員は各常任委員会より3名ずつ選出願います。

以上で1日目は散会いたします。

続いて、会議日程及び会期は、お手元に配付のとおりでございます。会期は、本日3月6日から20日までの15日間とし、7日午前9時30分から総務文教常任委員会、8日午前9時30分から民生水道常任委員会、9日午前9時30分から都市産業常任委員会、12日、13日、14日午前9時30分から予算特別委員会をそれぞれ開催し、付託議案の審査をお願いいたします。15日、16日は予備日として、19日午前10時から本議会を開催し、各委員会に付託された議案につきまして、委員長より審査結果について報告を願い、質疑、討論の後、採決、そして一般質問を行います。20日午後1時30分から本議会を再開して、引き続き一般質問を行います。

続いて、意見書案は2件でございます。お手元に配付のとおり、所管において協議願います。

続いて、一般質問でございますが、通告期限であります本日午後5時までに議長へ提出願います。なお、制限時間は質疑答弁を含めて1人60分であります。

続いて、その他の事項でございます。地方自治法の一部改正に伴う議会制度の見直しでございますが、委員会条例につきましては、議会の閉会中においても議長が常任委員、議会運営委員、特別委員を指名することによって選任できるように改正いたします。

会議規則につきましては、委員会の議案提出権を認め、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会が議案を提出することができるように改正いたします。議案の提出時期につきましては、従来の議員提出議案と同様に、定例会前の議会運営委員会までに議長あてに提出するものいたします。ただし、意見書等の取り扱いは従前どおりいたします。

なお、これらの改正案につきましては、議員提出議案として19日に上程し、採決まで行います。

以上でございます。皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

野志議長 ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日 6 日から20日までの15日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

野志議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日 6 日から20日までの15日間に決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいま議運委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

野志議長 異議なしと認めます。

よって、運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

これより、議案審議に移ります。

日程第 3、報第 1 号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。
本件につき、提出者の説明を求めます。

助役。

岡本助役 報第 1 号で上程になっております葛城市土地開発公社の経営状況の報告につきまして、土地開発公社の予算書に基づきまして、ご説明申し上げたいと思います。

まず、4 ページをお開きいただきたいと思います。

平成19年度の葛城市土地開発公社の事業計画書でございます。まず、取得事業明細でございます。新庄駅前通り線街路用地 1 億9,027万円、地方特定道路整備事業用地1,760万円、疋田本線道路改良工事用地5,233万円、柿本・笛堂地内道路改良工事用地7,653万円。公有用地の取得事業といたしまして、街路あるいはまた緊急地方道路の土地の買収ということで5,000万円。以上、3 億8,673万円を予定いたしております。

次に、売却事業の明細でございます。新庄駅前通り線街路用地。土地売却原価 1 億9,305万円、面積にいたしまして271.77平米、土地売却収益につきましては 1 億9,498万円。

次に、地方特定道路整備事業用地でございます。土地売却原価につきましては886万円、面積にして74.48平米、土地の売却収益895万円でございます。

次に、市道大畑東林寺・疋田線道路改良事業用地。土地売却原価3,738万円、面積1,087.74平米、土地の売却収益3,776万円。

次に、市道木戸八ノ坪・岩谷川線道路改良事業用地。土地売却原価につきましては2,268万円、面積につきましては399.06平米、土地の売却収益につきましては2,291万円。

次に、白鳳中学校グラウンド拡張事業用地。土地の売却原価が3,952万円、面積2,267平米、土地の売却収益が3,992万円。

柿本・笛堂地内道路改良工事用地。土地売却原価2,054万円、面積876.64平米、土地の売却収益2,075万円。

以上、合計、土地の売却原価につきましては 3 億2,203万円、面積につきましては4,976.69平米、土地売却収益の合計につきましては 3 億2,527万円となるわけでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

平成19年度の土地開発公社の予定損益計算書でございまして、4月1日から20年3月31日まで、1年間でございます。事業収益、公有地の取得事業収益3億2,527万円。事業原価、公有地の取得事業原価でございまして3億2,203万円。事業総収益324万円。一般管理費でございまして、1の一般管理費38万円。事業損失、同じく38万円。事業外収益、受取利息1万円。雑収益で15万円。合わせまして、事業外収益が16万円。経常利益につきましては302万円。当期の純利益につきましては同額でございます。

次に、7ページの土地開発公社の貸借対照表でご説明申し上げたいと思います。

まず、資産の部でございます。1、流動資産。現金及び預金でございまして856万1,000円。公有用地でございまして5,000万円。代行用地で12億9,897万6,000円。代替地はゼロでございます。流動資産の合計13億5,753万7,000円。資産合計につきましても同額でございます。

次に、負債の部でございます。流動負債。借入金で12億6,246万円。未払い金はございません。流動負債の合計12億6,246万円。負債合計につきましては同額でございます。資本の部で、資本金。基本財産として500万円。準備金、前期繰越準備金8,705万7,000円。当期の純利益302万円。準備金の合計が9,007万7,000円。資本合計も同額でございます。負債、資本合計につきましては、13億5,753万7,000円になるわけでございます。

次に、8ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の予算の説明を行います。

まず、収入でございます。事業収益につきましては3億2,527万円。この分につきましては、公有地の売却収益でございます。事業外収益。まず受取利子1万円。雑収益で15万円。収入合計が3億2,543万円。

次に、9ページ、支出の部でございます。事業原価3億2,203万円。この分につきましては、公有地の売却原価でございます。一般管理費で、経費につきましては38万円。内訳につきましては、旅費で1万円、需用費で5万円、委託料で30万円、負担金で2万円となっております。支出の合計につきましては3億2,241万円でございます。

次に、10ページ、をお願いいたします。資本的収入及び支出の予算でございます。収入の部で、資本的収入4億673万円。これは借入金でございます。

次に、11ページ、支出の部でございます。資本的支出7億2,876万円。この分につきましては、公有地取得事業費で4億673万円、借入金の償還金で3億2,203万円。合計7億2,876万円でございます。

次に、1ページにお戻りいただきたいと思います。

19年度の葛城市の土地開発公社の予算でございまして、第2条につきましては、収益的収入で3億2,543万円、収益的支出で3億2,241万円。

次に、第3条でございます。資本的収入で4億673万円、資本的支出で7億2,876万円。

第4条につきまして、借入金の限度額でございますが、35億円ということをお願いをするものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

野志議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

本件は法の規定により、報告のみでございますので、ご了承願います。

日程第4、報第2号 葛城市国民保護計画の作成の報告についてを議題といたします。

本件につき、提出者の説明を求めます。

市長。

吉川市長 ただいま議題となりました報第2号 葛城市国民保護計画の作成の報告につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本報告につきましては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第1項の規定では、市町村長は都道府県の国民の保護に関する計画に基づきまして、国民保護計画を作成しなければならないとされております。また同条第6項の規定では、計画を作成したときには速やかにこれを議会に報告しなければならないと定められているところでございます。

今回報告をいたします葛城市国民保護計画につきましては、昨年12月の議会、全員協議会におきましてご説明を申し上げた計画案につきまして、本年1月31日に、奈良県知事の同意が得られましたので、法の定めによるところによりまして報告するものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

野志議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石君。

白石議員 上程されています報第2号の葛城市国民保護計画の報告について、若干の質疑を行ってまいります。

本葛城市国民保護計画は、2006年6月に制定された武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法や国民の保護に関する基本指針に基づき、日本有事、つまり着上陸侵攻の場合、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合、弾道ミサイル攻撃の場合、あるいは航空攻撃の場合の4つの武力攻撃の事態を想定した類型を挙げ、これらの類型に応じた具体的な住民の避難計画や救援、復旧など、国民保護計画を策定することを地方自治体に義務づけたことによるものであります。

ご承知のように、国民保護法は、2003年6月、自民、公明、民主の賛成で強行採決された武力攻撃事態法を具体化するものであります。この武力攻撃事態法は、武力攻撃が予測される武力攻撃予測事態と政府が判断をすれば、日本がどこかの国から攻撃されていなくても、米軍の戦争を支援し、国民を動員する体制に移れるように規定をされています。

さらに、これまでの日本有事や極東有事が日本に波及した際の日米共同行動という日米安保条約の枠組みを、武力攻撃事態法と相前後して制定された周辺事態法やテロ特措法、イラク特措法に基づいて、自衛隊をインド洋やイラクへ派兵した事態とリンクさせることを認め、地球規模での日米共同行動を可能にしています。自衛隊を米軍の補完戦力として、その指揮

下に組み込み、海外での武力行使に道を開き、アメリカの先制攻撃戦略に従って、日本が武力攻撃を受ける前から、自衛隊や日本国民、地方自治体を動員しようというものであります。

しかし、この間、自民党政府がさまざまな海外派兵法や武力攻撃事態法をつくっても、越えられない一線があります。それは海外での武力行使であります。日米安保条約は、日本の治世下の領域、領海への直接の武力攻撃がない場合の日米共同軍事作戦を認めておりませんし、何よりも他国への先制攻撃や侵略、集団的自衛権を認めない日本国憲法が制約となっているからであります。

このように、海外で戦争する国につくりかえようとする武力攻撃事態法に基づく国民保護計画が、国民の生命や身体、財産の保護、自由や権利を守るための計画になるとは、到底考えられないものであります。

そこで、まずお伺いしたいことは、本葛城市国民保護計画によって、市民の生命や身体、財産、自由や権利が守られるのかという問題であります。仮に武力攻撃事態等が発生した場合、米軍や自衛隊の侵害排除のための活動が優先されるのか。それとも国民の避難や救済が優先されるのか。この点、説明を求めるものであります。

次に、第2章の国民保護措置に関する基本方針において、市は国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針を定めるとして、第1に基本的人権の尊重を挙げ、市は国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法を保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続のもとに行うと書かれております。この必要最小限との基準とは何か。また政府はこの基準についてどのような説明をされているのか。説明を求めるものであります。

さらに、私は、住民の意思に基づいて、葛城市の諸施策の最終決定をくだすことが議会の役割であると考えておりますが、本件は単なる報告議案として上程されております。葛城市国民保護計画策定における議会の役割、位置づけは、どのようにお考えになっておられるのか。この点、説明を求めるものであります。

以上であります。

野志議長 大武部長。

大武総務部長 ただいまの白石議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目でございますけども、この計画によりまして、市民の権利等が守られていくのかというふうなこと、またこういう国民の利害が優先されるのかというふうな点でございます。

ご存知のように、国民保護法に基づきます国民保護計画といいますのは、議員さんがおっしゃれました、その上位法に有事法制、いわゆる事態対処法というのがございます。その下の方に、国民保護法とか、もろもろの法律がありまして、国民保護法では、都道府県あるいは市町村が、そういう有事の際に市民の方をどうして安全に避難してもらえんかという形の取り決めというふうなところでございます。したがって、そういうふうな形の中でこの計画をつくらしていただいたということでございます。

計画の策定に当たりましては、国民保護の協議会を開催させていただきまして、また昨年度、12月議会の全員協議会にもご報告を申し上げ、ご説明を申し上げたところでございます。そういうふうな意味におきまして、この計画といいますのは、有事の際に、市民の避難をどうやっていくかというふうな形の計画となっております。

それから、2点目の関係でございます。必要最小限の基準ということでもございました。そういった基準等の説明があったかというふうな点でございます。これにつきましては、市町村の担当者会議等がございまして、今その関係の資料等は手元にございませんけど、県の方から説明もございました。

それから、3点目でございます。いわゆる議会の役割という点でございますけども、先ほど市長が申し上げましたように、保護法の35条第6項によりまして、これを速やかに議会に報告すると、こういうふうな法律の位置づけでございまして、それに基づきまして、本日、ご報告をさせていただいているというふうな状況でございますので、その点、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

野志議長 白石議員。

白石議員 部長から答弁がありました。まさに本国民保護計画は、その上位法である武力攻撃事態法を具体化されたものであるということが述べられました。でありますから、当然のこととして、住民の生命や身体、財産の保護、国民生活や国民経済への影響、これらを差しおいて、米軍の円滑な行動や自衛隊の行動の円滑な実施が優先されるということになるのであります。

武力攻撃事態法は、まず国民の生命、身体、財産の保護、国民生活、国民経済への影響を最小限に措置をするとして、国民保護法を制定しました。さらに、米軍の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置として、米軍支援法が定められました。さらに、自衛隊の行動を円滑かつ効果的に実施するための措置として、自衛隊法の改正が行われました。この3つが具体化されたわけでありまして。特に地方自治体や国民、民間への米軍と自衛隊への支援、協力の義務づけが強化されているわけでありまして。

政府は、有事と災害の国民保護計画の相違点は何か、この質問に対して、災害は地方が主導するものに対して、有事法制は国が主導すると説明をしています。また私が質問した内容と同じことでありますが、仮に武力攻撃事態等が発生した場合、米軍や自衛隊の侵害排除のための活動が優先されるのかとの質問に対して、政府はケース・バイ・ケースだと説明をしておりますし、米軍や自衛隊と調整中だ、こういう説明だけで、国民保護を最優先する、このような明快な回答はこれまでありませんでした。

これは部長も答弁されたように、有事法制に基づく、国民保護や避難の計画は、上位法によって、米軍や自衛隊が指導する、ここに大きな特徴があるというのであります。これが政府の見解と言えるのではないのでしょうか。

さらに、国民の自由と権利を尊重する、この点であります。当然、有事でありますので、必要最小限の制限が加えられるということでもありますけれども、その必要最小限の基準が全く示されておられません。政府はそのときどきによって異なる、このように答弁をしているわ

けであります。従事の命令や国民の措置、建物の強制収用、物資の強制収用は、明確な国民の自由や権利への侵害であります。私はこのような状況の中で、とても国民の自由と権利を尊重される、このようなことはないと考えます。

さらに、本議案が報告議案として上程されている点であります。法第35条第6項において、議会に速やかに報告をするということであります。本案は、国民保護協議会において作成され、それが本議会に報告されているわけであります。この策定の過程において、住民の意思を代表する議会が、その策定に何らかかわりができない。しかも本議会において、議決をするという住民意思の決定すらできないということは、地方自治そのものを無視するものでありますし、住民の意思そのものを無視していると言わざるを得ないのであります。この点について、全員協議会で報告したということでもありますけれども、もう既に、本案が成案となつてからの状況であります。このような状況で、本当に国民保護計画そのものが国民の財産や生命あるいは自由や権利を守ることができるのかということに、疑問を抱かざるを得ません。この点について、市長の所見を求めておきたい、このように思います。

野志議長 市長。

吉川市長 白石議員さんの再度の質問でございます。

先ほど部長が答弁をいたしましたように、本計画につきましては、法の定めによりまして、国、県等の調整を図りながら、今お話がございましたように、住民の安全、安心のために、するものであると、私はそういうことを信じておりますし、そういう内容になっているというふうに思っております。

以上です。

野志議長 17番、白石君。

白石議員 明確な答弁がありませんでした。まさに武力攻撃事態法、国民保護法などの有事法制に基づく国民保護計画は、日本をアメリカの言いなりに、海外で戦争する国につくりかえることを目的にした、自民党や民主党など、憲法改悪の動きと機を一にしたものであります。有事法制、国民保護計画は、日本を守るものでも、国民を保護するものでもなく、イラク戦争のようなアメリカの戦争に、国民、地方自治体、民間を総動員するために必要とされているものであります。

日本国憲法、とりわけ第9条の戦力保持の禁止と交戦権の禁止は、太平洋戦争におけるアジアの人民2,000万人、日本の国民310万人ものとうとい犠牲の上に、日本が2度と戦争する国にならないという不戦の誓いを、アジアと世界の人々に約束したものであります。憲法第9条の平和主義は、2,000万人が死亡した第一次世界大戦の教訓から生まれたパリ不戦条約や国連憲章の紛争の平和解決、多国間主義と共鳴し、世界と地域の平和協調をつくる上で、規範となるものであります。

アメリカのブッシュ政権が、9.11の同時多発テロを契機にした先制攻撃戦略、国連を無視した単独行動主義が、6年間を経て、破綻と孤立を深め、暴力とテロの悪循環をつくり出し、イラク情勢の泥沼化を招いています。いよいよ軍事力では何も解決できないことが明らかになっています。

大震災や大災害は人間の力では防げませんが、戦争は外交や政治の力で抑えることができます。有事法制の具体化ではなく、今こそ憲法9条に基づく、有事を起こさせない、平和外交の努力こそ、求められているのではないのでしょうか。日本共産党議員団の所見を述べ、質疑を終わります。

野志議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により、報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

吉川市長 ただいま議題となりました承認第1号 専決処分の承認を求めることにつきまして、平成18年度葛城市一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回の補正予算につきましては、去る2月14日の知事の辞職に伴います奈良県知事選挙にかかります平成18年度中の執行経費といたしまして、700万円の追加補正でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億6,269万6,000円とするものでございます。なお、本予算につきましては、平成19年2月14日付をもちまして、専決処分をいたしたものでございます。

以上でございます。よろしくご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

野志議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第1号議案を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

野志議長 異議なしと認めます。

よって、承認第1号議案は原案のとおり承認されました。

ここで市長より、平成19年度の施政方針を受けます。

市長。

吉川市長 平成19年度まちづくり施策につきまして、施政方針を申し上げたいと思います。

本日、平成19年度予算案を関係議案とあわせてご審議を願うに当たり、新年度における重点及び新規施策を中心に所信を申し上げ、議員各位を初め、市民の皆さんのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、我が国の経済は、長期停滞のトンネルをようやく抜け出し、民間需要に支えられつつ、景気回復が認められ、筋肉質の経済構造に変貌し、未来への明るい展望が持てる状況になってきたと言われておりますが、景気の回復動向は依然として地域間格差があり、業種や規模による企業の業績においても、大企業に比べ中小企業の経済状況はいまだ厳しく、また本市におきましても景気回復の実感にはほど遠く、その行き先は不安定なものであると考えております。

また、本市の財政状況につきましては、国庫補助負担金、地方交付税の改革及び税源移譲といった三位一体の改革が進められてきた中、とりわけ地方交付税の改革により、歳入面に及ぼす経常一般財源は減少の一途であり、歳出面においては、医療費を初めとする扶助費の増加や制度改正による社会保障関係経費の増加などにより、財政を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いております。

こうした中、平成19年度は、昨年度に策定をいたしました総合計画のスタートの年であり、葛城市が目指す都市の将来像であります「悠久のロマンと次代の英知が織りなす爽快シティ葛城」の実現に向け、安全・安心、愛着・快適、優しさ・生きがい、参画・活力の4つを政策の柱として予算案を編成したところであります。

それでは、本年度の主要な施策につきまして、総合計画に定めました4つの施策の柱に基づき、その概要を説明申し上げます。

第1は、安全・安心のまちづくり。安全が守られ、安心して暮らせるまちづくりでございます。

その中で、子供たちの安全の確保でございます。近年、子供たちをねらった事件が相次いで発生し、全国各地において、地域ぐるみで子供たちの安全を確保しようとする動きが活発化しております。本市の子供の安全対策につきましては、小学生の下校時の安全確保を図るため、引き続き、児童安全パトロールを実施してまいります。本年度はパトロール員を1人増員して、15人体制で実施してまいります。

次に、青色防犯パトロールにつきましては、体制強化を図るため、葛城市生活安全推進協議会の各団体のご協力をいただき、職員と各団体のボランティアの皆様と協働でパトロールを実施してまいります。

次に、児童生徒が安心して授業を受けられるよう、教育環境の充実を図るため、本年度は忍海小学校校舎改築工事及び地震補強、大規模改造工事を行うとともに、白鳳中学校北館棟の地震補強、大規模改造工事も引き続き実施してまいります。

自然災害や火災などへの安全性の向上。

まず、今後10年間で、災害時における想定人的被害を半減させるという奈良県地震防災対策アクションプログラムの目標に従い、本市の防災連絡体制や具体的な対応を定める葛城市地震防災対策アクションプログラムの策定に、本年度から着手してまいります。また9月1日の防災の日前後に、市民の皆様の防災意識の高揚を図るための防災講演会を開催いたします。また大規模な災害発生時に、市民の皆さんが市内13カ所の広域避難所に円滑に避難できるよう、広域避難所に対し避難施設案内看板の設置を行ってまいります。

次に、自主防災組織につきましては、昨年度、市内の全大字に対し、組織結成に向けての説明会を開催いたしましたところ、現在15カ大字で結成いただきましたが、今後も引き続き結成に向けての支援を続けてまいります。また消防署におきましては、自主防災組織及び各大字を中心とした地域の防災訓練を実施し、地域防災力の向上に努めてまいります。

次に、国民保護計画の避難実施要領は、国の対策本部から避難指示に際して避難誘導に関する事項を市民の皆さんに示すとともに、関係機関が共通の認識に基づき、円滑に避難できるようにするために策定するもので、避難実施要領のパターンを本年度に策定いたします。

次に、住宅の耐震診断につきましては、個人木造住宅の耐震診断支援事業を引き続き実施するとともに、本年度は公共及び民間建築物の耐震改修の促進を図るため、耐震改修促進計画を策定してまいります。

次に、住宅などの火災予防につきましては、子供の火遊びを防止するため、幼稚園などにおいて、防火教育を実施するとともに、昨年度から設置が義務づけられておりました住宅用火災警報器の設置に向けて啓発活動を進めてまいります。

事故や病気に対する安心感の向上。

まず、ひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせるよう、緊急通報装置貸与事業、安心メール事業、配食サービス事業、毎日訪問員事業などを通して、高齢者の安否確認を行いながら、安心して自立した生活を送っていただけるよう努めてまいります。

次に、公共施設利用者が心肺停止に陥った場合に備え、AED、自動体外式除細動器を、當麻文化会館、中央公民館、いきいきセンターの3施設に設置をいたします。これにより、昨年度設置をいたしました4施設と合わせて、市内7カ所の公共施設にAEDが設置されることになります。

次に、消防署におきましては、市民の皆様を対象に、AEDトレーナー器を使った救命講習会を開催し、加えて、救急救命士のさらなる技術の資格習得を図り、より一層、救急救命に万全を期してまいります。

食育、食に対する安心感の向上でございます。

まず、保健事業につきましては、近年、食生活が豊かになってきた反面、食の安全や生活習慣病の基本となる内臓脂肪症候群、メタボリックシンドロームなど、食や健康をめぐり、多くの問題が指摘されるようになりました。このような生活習慣病の芽を早期に断ち切るよう、栄養のバランスの大切さを幅広く啓発してまいります。また、小学校4年生及び中学校1年生の希望者を対象とする生活習慣病対策血液検査を引き続き実施してまいります。

次に、保育所につきましては、乳幼児期から発達段階に応じた正しい食事のあり方など、食育の推進をより充実するため、本年度は栄養士を中心に、食育を取り入れた保育を実施してまいります。

次に、各幼稚園、小中学校の給食につきましては、給食費補助の継続とあわせて、調理、献立に工夫を凝らしながら、安全でバランスのとれた栄養豊かな魅力ある学校給食の提供に努めるとともに、より一層の衛生管理の徹底を図り、食中毒の防止に努めてまいります。

市民生活の安心感の向上でございます。

まず、増大しております高齢者や障害者などをねらった架空請求、悪徳商法など、さまざまな苦情相談に対応するため、消費者トラブルの未然防止、拡大防止対策として、本年度も、消費者相談窓口を開設いたします。

次に、無料法律相談につきましては、複雑化する社会情勢に伴い、相談件数も増加しており、市内2カ所で、弁護士による無料相談所を引き続き開設するとともに、奈良県弁護士会の中和法律センターもあわせてご利用いただき、市民の皆様の不安や心配事の解消に努めてまいります。

第2は、愛着・快適のまちづくり。

自然や歴史遺産の豊かさと住みよさが共存する愛されるまちでございます。

その中で、快適な生活環境の保全でございます。

まず、既存の両クリーンセンターは、施設の耐用年数や経済性を考慮すると、平成25年度までには更新時期を迎えることになることから、新クリーンセンターの整備につきましては、一般廃棄物処理基本計画に基づき、具体的な検討を進めてまいります。

次に、本市の豊かな自然環境と生活環境を守るため、市民皆様のご協力を得ながら、市内一斉清掃などの清掃活動の推進と不法投棄の監視体制強化、違反広告物撤去などを実施してまいります。また、ごみの減量化を進めるため、生ごみ処理機の購入助成、再生資源集団回収団体の育成を行ってまいります。

次に、アスベストによる災害の未然防止を目的として、多数の方が利用される民間建築物を対象に、今年度より民間建築物吹きつけアスベスト等分析調査に対する助成を進めてまいります。

次に、下水道事業につきましては、現在、972ヘクタールが供用開始となり、普及率は93.5%、水洗化率は79.1%となっております。本年度も管渠布設工事を推進するとともに、水洗化率の向上に努めてまいります。

次に、水道事業につきましては、本年度も原水確保に関係地域のご理解、ご協力をいただきながら、県営水道から125万トンの受水を行い、さらなる安定供給を図ってまいります。また、水質の安全対策に万全を期すとともに、各浄水施設の設備改良を初め、配水管の新設及び老朽管布設がえの整備も、下水道工事などとあわせて実施してまいります。

次に、森林資源の保全につきましては、造林事業、間伐等促進事業を継続して実施します。また本年度は、森林環境税を活用した里山林の機能回復整備事業により、放置された里山林をボランティア団体が整備をし、地域の景観や森林機能回復に取り組んでまいります。

次に、市営霊苑につきましては、本年度は霊苑の南側約5,500平方メートルに、標準区画で420区画の整備を行い、市民の皆様のご要望にこたえてまいります。

歴史・文化の保全と交流の促進でございます。

まず、歴史博物館につきましては、本市が我が国における相撲発祥の地と伝えられていることから、特別展として、古墳時代から近代までの相撲に関する歴史資料を一堂に集めて、相撲展を開催いたします。また市内遺跡の発掘調査を行い、その成果を展示会や歴史講座に活用し、地域の歴史や文化財について市民の皆様の関心を高め、学習活動に利用されるよう

努めてまいります。

次に、伝統的な祭事やイベントにつきましては、多くの市民の皆様が参加できるよう周知を図り、人と人とのつながりと心の触れ合いの場をつくり、連帯意識の高揚と心豊かなまちづくりとなるよう、各種団体を初め、市民の皆様のご協力をいただき、実施してまいります。また、合併前から継続しております友好交流事業につきましても、北海道当麻町の蟠龍まつりへの参加及び岡山県新庄村との児童交流を引き続き行い、地域間や市民の皆様の交流などを推進してまいります。

次に、観光の振興につきましては、本年2月に、美しい日本の歴史的風土100選に二上山、當麻寺、石光寺が選ばれました。こういった市内の観光資源を活用し、積極的に関係機関と連携して、本市の歴史や文化のPRに努めてまいります。

日常生活の利便性の向上でございます。

まず、新庄駅前通り線整備事業であります。本年度は近鉄新庄駅から東へ約200メートルの部分の道路改良工事を実施するとともに、関係者のご協力を得ながら、平成21年度の完成を目指して、積極的に取り組んでまいります。また、疋田本線につきましても、事業効果を早期に発揮できるよう、平成20年度の完成を予定しております。

次に、中道・諸楯線、弁之庄・木戸線及び尺土駅前広場につきましては、国、県、関係大字と協議を重ね、事業推進に向けて取り組んでまいります。

次に、高田バイパスにつきましては、大字弁之庄、太田より、県道當麻寺線の区間が未着手であり、早期に着手願うよう、国土交通省、県に要望を重ねてまいります。また、県道榎原新庄線につきましては、本年度より、用地買収にかかる予定となっており、国道166号線、県道御所・香芝線の歩道整備につきましても、継続して事業を進めていただく予定でございます。

次に、JR大和新庄駅周辺地域における都市再生整備計画につきましては、本市の東西方向の幹線道路としての道路整備が急がれる中、関係大字と地権者のご理解、ご協力をいただき、早期に用地購入、工事着手ができるよう努めてまいります。また、土地区画整理事業につきましては、既に土地区画整理組合により工事着手されておりまして、本年度も早期完成を目指した事業の推進が見込まれております。また、本事業の内容、年次割などについて、都市再生整備計画の見直しを進めてまいります。

次に、公共バス葛城号につきましては、平成17年10月から、公共施設7カ所を結んで運行してまいりましたが、本年4月から、さらに利便性の向上を図るため、停留所を13カ所に増設し、また新庄地区に10人乗りワゴン車、ミニバスを運行し、當麻地域では、社会福祉協議会の協力を得て、ゆうあい号を地域の循環バスとして利用できるように変更いたします。

次に、緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策を総合的、計画的に実施することを目的とした、緑の基本計画を策定してまいります。

地域産業の振興でございます。

まず、土地改良事業につきましては、引き続き圃場整備、農道整備、ため池改良改修などの農業農村総合整備事業を実施し、農業生産基盤の整備及び農村生活環境の総合整備を進め

てまいります。

次に、本市の基幹産業の1つである酪農につきましては、環境に配慮した資源循環型農業を耕種農家と連携しながら、推進をいたします。米の生産調整につきましては、水田農業構造改革対策事業として、転作の奨励作物として多品目野菜のブランドづくりをJAとともに取り組み、転作への普及や遊休農地の解消を図ってまいります。

次に、農地、水、農村環境保全向上対策事業につきましては、地域ぐるみで、農地や水を守る効果の高い共同活動と環境保全に向けた営農活動を支援する制度で、本年度から5カ年で実施してまいります。

次に、商工業の振興につきましては、商工まつりなどについても引き続き支援してまいります。また中小企業の経営の近代化、安定強化を図るため、中小企業資金融資制度による融資の斡旋及び保証料などの助成を引き続き実施するとともに、中小企業経営改善資金利子補給事業により、中小企業者の経営の合理化、健全化のための支援を行ってまいります。

次に、山麓地域の活性化につきましては、南阪奈道路、高田バイパスの整備などによる交通条件の飛躍的な向上により、田園都市としての機能が発揮できるまちづくりが期待されており、平成16年度に策定をいたしました地域再生整備計画に基づき、本年度は山麓地域を中心とする都市再生整備計画を策定し、山麓地域の活性化に取り組んでまいります。

次に、企業誘致につきましては、現在、大字藪、忍海の工業地域におきまして、数社の企業と工場誘致の交渉を進めており、本年度中には工業建設の着工が見込めるものと考えております。また昨年度から、県と協議して、工業系ゾーンの拡大を図るなど、企業進出の環境整備を進めており、今後も県との連携を一層深め、優良企業などの誘致を積極的に進めてまいります。

第3、優しさや生きがいのまちづくり。心豊かな人が育ち、だれもが生きがいを持って過ごすまちでございます。

地域で支える子育て。

まず、子育て支援センターの拠点を、本年度から、新庄健康福祉センター内に移し、母子保健事業との連携を図り、子育てサークルの育成、子育て教室、集いの広場、子育て相談、図書館ブックスタート事業などを充実させ、未就園児の保護者の方の育児不安の解消に努めてまいります。また乳幼児健診、集団検診において発見された発達上の課題を持つ子供の保護者に対し、すくすく子育て相談を実施し、発達相談員による専門的なかわりを提供しておりますが、本年度から、個人の状態に応じた支援、助言、活動を継続的に実施していく療育教室に取り組んでまいります。

次に、保育所におきましては、公立保育所と民間の保育園が互いに連携を図りつつ、年齢に応じた保育に努め、本年度は公立保育所において4歳児、5歳児を対象に、英語と触れ合う体験保育を実施し、保育サービスの充実に努めてまいります。

次に、学童保育事業につきましては、子育て支援の一環として、保護者が就労などのために昼間家庭にいない小学校低学年児童などを対象に実施していますが、さらに保育内容の充実を図り、今後も児童の健全な育成に努めてまいります。

次に、放課後子供教室推進事業につきましては、各学校に学習アドバイザーを配置し、補習学習を学童保育事業と連携を図りつつ、週1回、試行的に実施をする放課後子供教室として開設いたします。

心豊かな人づくりでございます。

あらゆる差別をなくすため、啓発活動や集会、各種研修会などを開催してまいります。また本年度は、男女がお互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のための男女共同参画計画の策定に伴う市民意識調査を実施いたします。

学校教育の充実でございます。

学校教育につきましては、本年4月より、学校教育法施行規則の改正により、従来の障害児教育が軽度発達障害のある子供も指導対象に加え、特別支援教育となります。通常の学級に在籍しながら、それぞれの障害の内容や程度に応じ、一部の教科や活動を特別支援学級に通級する形で指導、支援する特別支援教育をより円滑に推進するため、市内各幼稚園及び小中学校に特別支援教育支援員を配置いたします。同時に、適応指導教室も人的配置を充実させ、従来からの不登校改善のための取り組みに加え、各幼稚園、小中学校の教職員や特別支援教育支援員の指導、支援を一層充実してまいります。

次に、英語指導に大きな役割を果たす外国人講師は、幼稚園、小中学校に引き続き配置いたします。またすぐれた芸術文化に触れさせて、豊かな感性を育み、文化の振興に役立てる本物の芸術鑑賞授業も引き続き実施いたします。

次に、施設面では、平成20年度に建設を予定しております白鳳中学校武道場及び新庄小学校附属幼稚園遊戯場について、実施設計などを進めてまいります。

芸術、文化活動やスポーツの振興でございます。

まず、文化会館事業につきましては、新たな取り組みとして、市民の皆様企画、運営まで幅広くかかわっていただく葛城市民音楽祭を開催いたします。また生涯学習として、各種教室、講座につきましても、中央公民館を拠点として、市民の皆様のニーズや時代の流れに即した事業を展開してまいります。

次に、体育振興につきましては、市民体育祭を初めとして、各種のスポーツやレクリエーション大会などを、関係機関、団体と連携を図りながら、スポーツ活動への参加促進の場として、さらによりよいものとして親しみ、楽しんでいただけるよう充実してまいります。

健康づくりの推進であります。

まず、健康づくり事業として、医師会及び歯科医師会のご協力をいただきながら、各種健診事業、健康相談、健康教室、訪問指導などの取り組みを充実してまいります。また本年度からは、心の健康づくり教室を行い、さまざまなストレスを感じている方に心身ともに健康な日常生活を過ごせるための支援を進めてまいります。

次に、健康なまちづくりの計画、「きらり葛城21」につきましては、本年度は推進パートナーの皆さんとともに、健康なまちづくりの輪を広め、1人1人が健康への関心、意識を高め、健康をみずからの手でつくり上げられるよう、地域へ出向いて、推進を図ってまいります。

高齢者福祉の充実でございます。

まず、昨年度に設置をいたしました地域包括支援センターを中心に、高齢者が要介護状態になることを防ぐ介護予防の必要性について普及、啓発し、地域の実情に合わせた介護予防の取り組みができるよう支援してまいります。また要介護状態にある方につきましては、重度化しないよう、介護保険サービスを充実し、住み慣れた地域で、生きがいと誇りを持って暮らしていけるよう支援してまいります。

次に、いきいきセンターにつきましては、高齢者の学習の場、集いや交流の場としてご利用いただいておりますが、本年度は、新たに通信カラオケを導入し、設備を充実させ、高齢者の方がますますその活動の場を広げていただけるよう取り組んでまいります。

障害者福祉の充実でございます。

昨年度は、障害者計画、障害福祉計画を策定いたしましたが、本年度はその計画をもとに、計画内容の評価を図りながら、地域生活支援事業などを進め、障害者の方が自立しながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け努力してまいります。また障害の程度に応じたサービスの提供を行うため、葛城市広陵町障害程度区分判定審査会での公正な判定に努めるとともに、相談体制の強化を図り、障害者の自立と社会参加への支援を図ってまいります。

生活保護受給者の支援についてでございます。

生活保護につきましては、無年金者や少額年金受給者、母子家庭などは増加傾向にあり、保護受給率増加の要因となりますので、自立支援を推進していくためにも、生活困窮者の医療費、介護制度、年金などの相談や被保険者の訪問指導及び就業指導、高齢者への介護指導など、適切な助言を行ってまいります。

国民健康保険事業、老人保健事業の運営でございます。

少子高齢化の急速な進展と経済の低成長への移行により、医療保険制度の運営は極めて困難な状況に陥っております。こうした状況のもと、昨年度、医療制度改革関連法が成立し、この制度改革により、本年度は、国民健康保険事業につきましては、平成20年度から始まります特定検診、保健指導の医療保険者への義務化に向けた計画書の策定と医療制度改革に対応した管理システムの改造など、制度施行に向けての準備を進めてまいります。また、老人保健事業につきましても、この制度改革により、都道府県単位に全市町村が加入する広域連合を実施主体とする後期高齢者医療制度が創設され、平成20年度からスタートすることとなり、本年3月には広域連合が設立され、この制度の施行に向けた準備が進められております。今後も医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためにも、改革の重要性を十分認識しながら、制度の実現と安定化を図るため、努力してまいります。

第4、参画・活力のまちづくり。

市民の皆様と行政が目標を共有し、ともに取り組むまちでございます。

市民参加による協働のまちづくりでございます。

まず、市民の皆様から、市政に対する建設的なご意見、ご提案をいただき、ニーズを市政に反映できるシステムとして、市政モニター制度を引き続き実施し、開かれた市政、市民の

皆様との協働のまちづくりを進めてまいります。

次に、パブリックコメント制度につきましては、市政の透明化を確保するとともに、市民の皆様に対する説明責任を果たすため、本市の基本的な計画などの策定に当たり、事前に案を公表して、市民の皆様のご意見、ご提案を募り、その結果を政策決定に反映させるという制度でございますが、本年度は制度化に向けた検討を進めてまいります。

次に、情報公開制度につきましては、本市が保有する情報の公開を推進し、市民の皆様は市政へのご参加を進めてまいります。また個人情報保護制度につきましては、個人情報の適正な取り扱いに係る職員研修を実施し、漏えいなどによるプライバシーの侵害を未然に防止するとともに、開示請求などの権利を保障することにより、市政の適正な運営を進めてまいります。

効率的な行財政運営でございます。

まず、行政改革につきましては、昨年3月に、行政改革大綱及び集中改革プランを策定し、全庁で取り組みを進めているところでございます。限られた経営資源を最大限活用し、最少の経費で最大の効果を上げることにより、市民の皆様が求める公共サービスを提供できるよう、引き続き、行政改革推進委員会や行政改革推進本部を中心に取り組みを進めてまいります。また、歳入の根幹である市税の徴収につきましては、本年度から三位一体の改革による国の所得税から市税への税源移譲に対応し、税負担の公平性を確保するという観点から、税の徴収体制のさらなる強化を図り、収納率向上に努めてまいります。

次に、市が行うさまざまな事務事業を対象に、その目的や成果、効果を総合的に整理、点検し、効率的で質の高い市政運営を実現することを目指して、事務事業評価システムの構築に向けて、本年度は職員の研修を行うなどの取り組みを進めてまいります。

次に、住民基本台帳ネットワークシステムにつきましては、幅広く利用され、定着してまいりましたが、本年度より、住民基本台帳カードの普及と公的個人認証サービスの利用の向上を図る意味から、奈良県電子自治体共同運営システムの電子申請サービスの1つとして、住民基本台帳カードを利用した住民票の交付申請予約を開始いたします。

職員の能力向上でございます。

職員の専門的な知識、技能の一層の向上と創造力豊かな職員を組織的に育成することを目的として、昨年6月に、人材育成基本方針を策定しております。本年度は、その方針に基づき策定する職員研修計画に沿って、各種の研修を実施し、職員1人1人の資質の向上に取り組んでまいります。

以上、平成19年度における葛城市の主要な施策を中心に、その概要を説明申し上げます。このほかにも多くの施策がございますが、私を初め、全職員が一丸となって、住み続けたいまち、住んでみたいまち葛城市を目指しまして、諸施策を推進してまいりたいと考えております。

最後に、議員各位を初め、市民の皆様のご理解、ご協力を賜りまして、計画をいたしました諸施策が円滑に推進できますことを心から念願をし、平成19年度の施政方針といたします。

野志議長 施政方針は以上であります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 24 分

再 開 午前 11 時 40 分

野志議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 6、議第 1 号から日程第 17、議第 12 号まで、12 議案を一括議題といたします。

本 12 議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

吉川市長 ただいま議題となりました議第 1 号から議第 12 号までの 12 議案につきまして、一括して提案理由の説明を行います。

初めに、議第 1 号 葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、国家公務員の勤務時間における休息時間が廃止をされたことに準じまして、本市職員の勤務時間における休息時間を廃止する改正と、あわせて育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務につきまして、学童保育の保育時間後の迎えにも適用できるようにするための改正でございます。

次に、議第 2 号 葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては、農業委員会の委員報酬の改正ございまして、農業委員の定数改正後、委員の職務範囲が拡大したこと等によりまして、よりきめ細かい行政需要に対応してもらうための理由によりまして、農業委員会の会長の月額を 3 万 4,000 円に、その他の委員の月額を 2 万 7,000 円に改正するものでございます。

次に、議第 3 号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては、人事院勧告による国の制度改正に準じまして、一般職の職員の扶養手当の 3 人目以降の月額が 1 人につき 5,000 円から 6,000 円に引き上げる改正となっております。

次に、議第 4 号 葛城市職員の旅費に関する条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては、集中改革プランに基づきまして、職員旅費の中で、日帰り出張における日当の廃止範囲を、近畿 2 府 4 県と三重県に拡大する改正となっております。

次に、議第 5 号 葛城市保育所条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては、現在、葛城市立當麻第 2 保育所が休所しておりますが、当施設につきまして、児童福祉施設を廃止することについて県との協議が整いましたので、葛城市保育所条例から葛城市立當麻第 2 保育所を削除する改正となっております。

次に、議第 6 号 葛城市いきいきセンター条例の一部を改正することについてでございます。本案については、いきいきセンターにおきまして、通信カラオケ導入の予定をしております。この使用料といたしまして、1 時間 1,000 円と 1 曲 100 円の設定を設ける改正となっております。

次に、議第 7 号 土地改良事業の施行についてでございますが、土地改良法第 96 条の 2 第 2 項の規定では、土地改良事業を行う場合は、あらかじめ議会の議決を経て、事業を実施す

ることとされております。本案につきましては、団体営ため池等整備事業でございまして、計画区域は平岡奥池地区で、計画事業費は5,200万円、計画工期は平成19年度から平成20年度の2カ年の予定となっております。

次に、議第8号 平成18年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出それぞれ2億8,047万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億8,222万5,000円とするものでございます。主な補正の内容につきましては、年度末における予算執行状況を把握いたしまして、不用額等の削減と国、県支出金の額の確定によります財源の調整等を行うものでございます。第2条では、繰越明許費といたしまして、3款民生費1項社会福祉費で介護保険システム改修事業を、6款土木費2項道路橋りょう費では2路線の道路改良事業を、また6款土木費4項都市計画費ではまちづくり交付金事業についてお願いをするものでございます。また第3条では、地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、議第9号 平成18年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出それぞれ1億1,674万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算額の総額を歳入歳出それぞれ35億6,112万2,000円とするものでございます。主な補正の内容につきましては、老人保健医療費拠出金と介護給付費納付金の減額によるものでございます。

次に、議第10号 平成18年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。本案につきましては、保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ3,763万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算額の総額を歳入歳出それぞれ16億3,299万1,000円とするものでございます。主な補正の内容につきましては、居宅介護サービス給付費と施設介護給付費の増減と、介護予防サービス給付費の減によるものでございます。また介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ584万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ466万円とするものでございます。主な補正の内容につきましては、サービス計画作成委託料の減によるものでございます。

次に、議第11号 平成18年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出それぞれ5,226万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億7,215万3,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、年度末における予算の執行状況を把握した中で、不用額等の整理を行うものでございます。また地方債補正といたしまして、下水道事業債の補正をお願いするものでございます。

最後に、議第12号 平成18年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出それぞれ720万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,091万7,000円とするものでございます。主な補正の内容につきましては、年度末における予算執行状況を把握した中で、不用額等の整理を行うものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

野志議長 これより質疑に入りますが、本12議案については一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第1号から議第4号、議第8号、議第12号の6議案は総務文教常任委員会に、議第5号、議第6号、議第9号、議第10号の4議案は民生水道常任委員会に、議第7号、議第11号の2議案は都市産業常任委員会にそれぞれ付託し、審査をお願いします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時52分

再 開 午後 2時00分

野志議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第18、議第13号から日程第27、議第22号までの以上10議案を一括議題といたします。
本10議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

吉川市長 ただいま議題となりました議第13号から議第22号までの10議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議第13号 平成19年度葛城市一般会計予算の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出それぞれ122億6,700万円でございます。前年度当初予算と比較をいたしますと2億1,300万円、率にして1.7%の減となっております。主な事業といたしましては、児童安全パトロール事業、学校施設整備事業、災害時避難施設案内看板設置事業、都市再生整備計画策定事業、幹線道路整備事業、都市計画事業、公共バス運行事業、土地改良事業、子育て支援センター事業、健康づくり推進事業、高齢者福祉事業、障害者福祉事業、市政モニター制度の実施、パブリックコメント制度の導入、事務事業評価システムの構築、行政改革の強化などとなっております。また歳出の性質別経費での構成比につきましては、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費が47.2%、建設事業費などの投資的経費が14.8%、その他38%となっております。歳入につきましては、市税で46億944万5,000円、前年比7.4%の伸び、地方交付税では25億3,000万円、前年比9%の減を見込んでおります。また基金の繰入金といたしまして15億8,800万円を計上しております。

次に、第2条の継続費につきましては、平成19年度、20年度の2カ年度で執行しようとする忍海小学校校舎改築改造工事の総額、年割額等を定めるものでございます。第3条の債務負担行為につきましては、葛城市土地開発公社の債務保証限度額を35億円と定めるものでございます。第4条の地方債につきましては、合併特例債のほか、5件の起債の限度額を8億3,010万円と定めるものでございます。第5条の一時借入金につきましては、借入限度額を35億円とするものでございます。第6条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めたものでございます。

次に、議第14号 平成19年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてございま

すが、本案につきましては、歳入歳出それぞれ34億8,030万円でございます。前年度当初予算額と比較をいたしますと3,470万円、率にして1%の減となっております。歳出の主なものといたしましては、保険給付費で21億8,527万1,000円、老人保健拠出金で6億6,359万5,000円、介護給付金で2億1,083万6,000円、共同事業拠出金で3億3,497万4,000円となっております。これらの財源につきましては、保険税、国庫支出金、県支出金、共同事業交付金、一般会計繰入金などを見込んでおります。また第2条の一時借入金につきましては、借入限度額を事業勘定1億円と定めるものでございます。第3条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めたものでございます。

次に、議第15号 平成19年度葛城市老人保健特別会計予算の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出それぞれ26億2,500万円でございます。前年度当初予算額と比較をいたしますと3億700万円、率にいたしまして10.5%の減となっております。歳出の主なものといたしましては、医療諸費26億1,654万4,000円となっており、これらの財源には支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第16号 平成19年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてでございますが、本案につきましては、保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ17億8,570万円でございます。前年度当初予算と比較をいたしますと、1億2,040万円、率にして7.2%の増となっております。歳出の主なものといたしましては、保険給付費で17億1,277万2,000円となっております。これらの財源には、保険料、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金などを見込んでおります。また介護保険サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ1,410万円でございます。前年度当初予算額と比較をいたしますと360万円、率にいたしまして34.3%の増となっております。歳出の主なものといたしましては、総務費で894万1,000円、サービス事業費で514万4,000円となっておりまして、これらの財源には、サービス収入、一般会計繰入金などを見込んでおります。また第2条の一時借入金につきましては、借入限度額を保険事業勘定7,000万円と定めるものでございます。第3条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めたものでございます。

次に、議第17号 平成19年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出それぞれ22億6,500万円でございます。前年度当初予算額と比較をいたしますと2,400万円、率にいたしまして1%の減となっております。歳出の主なものといたしましては、公共下水道事業で9億9,306万7,000円、公債費で9億8,390万9,000円でございます。これらの財源は、下水道使用料、国庫支出金、一般会計繰入金、市債等となっております。第2条の地方債でございますが、下水道事業債の限度額を6億9,470万円と定めたものでございます。第3条の一時借入金につきましては、借入れの最高限度額を5億5,000万円と定めたものでございます。

次に、議第18号 平成19年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出それぞれ2億7,480万円でございます。前年度当初予算額と比較をいたしますと1,320万円、率にして4.6%の減となっております。歳出の主なものといたしまして、給食材料費で1億6,044万円となっておりまして、これらの財源には学校給食負

担金、一般会計繰入金などを見込んでおります。第2条の一時借入金につきましては、借入れ最高限度額を1,000万円と定めたものでございます。

次に、議第19号平成19年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出それぞれ392万4,000円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと141万6,000円、率にして26.5%の減となっております。歳出の主なものといたしましては、元金及び利子償還で372万7,000円となっております。これらの財源には、貸付金回収管理組合配分金、一般会計繰入金などを見込んでおります。第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高限度額を100万円と定めたものでございます。

次に、議第20号 平成19年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,740万円でございます。前年度当初予算と比較をいたしますと1億1,795万円の増額となっております。歳出の主なものといたしましては、霊苑の南側の整備工事を実施いたします。またこれらの財源には、霊苑管理料、霊苑整備基金繰入金などを見込んでおります。第2条の一時借入金は、借り入れの最高限度額を1,000万円と定めたものでございます。

次に、議第21号 平成19年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出それぞれ1,689万円でございます。前年度当初予算額と比較をいたしまして138万4,000円、率にして8.9%の増となっております。歳出の主なものといたしましては、職員給与で850万6,000円、介護認定審査会委員報酬450万円などとなっております。これらの財源には、介護認定審査会共同設置負担金、介護保険特別会計繰入金などを見込んでおります。

最後に、議第22号 平成19年度葛城市水道事業会計予算の議決についてでございます。平成19年度の業務の予定量といたしまして、給水戸数が1万2,551戸、年間総給水量は501万2,000トンと予定しております。収益的収入は7億9,452万9,000円、収益的支出は7億5,867万3,000円でございます。支出の主な内容といたしましては、県水受水費を含む原水及び浄水費で3億3,647万8,000円、総係費で9,370万6,000円、減価償却費では1億6,554万1,000円となっております。次に、資本的収入は1億3,590万円でございます。資本的支出は3億7,325万2,000円で、不足する2億3,735万2,000円は損益勘定留保資金などで補てんを予定しております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

野志議長 これより質疑に入りますが、本10議案については、一括質疑とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議第13号から議第22号までの10議案については、9人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

野志議長 異議なしと認めます。

よって、議第13号から議第22号までの10議案については、9人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

野志議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を、予算特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ただいま選任いたしました予算特別委員会の委員は、本会議休憩中、2時25分より、第1委員会において委員会を開会し、正副委員長の互選を行い、速やかに委員会の構成を終わるよう、委員会条例第7条第1項の規定により、ここに招集します。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午後2時17分

再 開 午後2時39分

野志議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、委員会条例第7条第1項の規定により、予算特別委員会を開き、委員長、副委員長につきまして選任をいただきましたので、ご報告いたします。予算特別委員長、西川弥三郎君、同じく副委員長に南 要君、以上です。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、お手元の日程表どおり、3月19日午前10時から本会議を開会いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、7日午前9時30分から総務文教常任委員会、8日午前9時30分から民生水道常任委員会、9日午前9時30分から都市産業常任委員会、12、13、14、それぞれ午前9時30分から予算特別委員会が開催されますので、各委員の方は日程表の日時に審査をよろしく願います。

また、20日には、午後1時30分から本会議が開催されますので、議員の皆様方には1時にご参集お願いいたします。

皆様方には早朝より慎重にご審議賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後2時41分